

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 9 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願5		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問・・・第8条行政サービスを受ける権利及び解説</p> <ol style="list-style-type: none"> 『適切な行政サービス』とは何ですか？市外の人も外国人も納税していなくても、安城市住民と等しいのですか？ 解説にある『定められたルール』とは何ですか？そのルールは条例か規則ですか？要綱の定めではいけないと考えます。できれば条例、最低でも規則が必要と考えますが、当市ではどうなっているのでしょうか？ 解説にある文章はその通りと考えますが、第8条の条文に入れるべきではないですか？ 解説にある『受給できる（中略）条例や規則などで規定されることとなります』は実際できていないではないですか？また、この条文に例外を作るなら規則などではなく、条例で対応しないとこの条例違反となるのではないですか？しかし、条例であっても、この条例が最高規範・憲法であるために本条例違反行為となるのではないですか？ <p>請願事項</p> <p>質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		